

令和2年度

在ウズベキスタン

日本国大使館

領事手数料

適用期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	項 目		料 金 単位（スム）
		遺産の保護管理	
	遺言の公証		438,000
証 明 関 係	国籍証明		338,000
	在留証明 注) 公的年金受給手続きの場合は無料		92,000
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		92,000
	職業証明		154,000
	翻訳証明		338,000
	署名または印章の証明	官公署に係るもの	346,000
		その他のもの	131,000
	遺骨証明		192,000
	原産地証明		338,000
	日本品の外国輸入証明		292,000
	船内遺留品目録証明		69,000
	航行報告証明		100,000
	上記以外の証明 注) 運転免許証抜粋証明、旅券所持証明		162,000
旅 券 関 係	10年旅券 注) 一般旅券の更新・再発給等		1,231,000
	5年旅券 注) 同上		846,000
	12歳未満の旅券発給 注) 同上、なお5年旅券のみ		462,000
	限定旅券 注) 渡航先・期間等を限定したもの		462,000
	記載事項変更旅券		462,000
	渡航先追加 注) 限定旅券に対してのみ		123,000
	査証欄増補 注) 1旅券1回限り		192,000
	帰国のための渡航書		192,000
査 証 関 係	一般入国査証	一般	231,000
		インド人	64,000
	数次入国査証	一般	462,000
		インド人	64,000
	通過査証	一般	54,000
		インド人	6,000
	再入国の許可の有効期間の延長		231,000
難民旅行証明書の有効期間の延長		192,000	

※ ウズベキスタン国籍者は査証手数料が免除されます。